

実証試験要領の主な変更点

	変更事項	変更内容	要領書の変更 対応箇所
1	想定される実証対象 技術例の追加記載	今年度より実証試験方法の確立が見込まれる「高反射率塗料」の技術を実証対象例として具体的に示す。また、「高反射率塗料」の場合、日射による建築物の蓄熱を抑制して夜間の大気への放熱を緩和させる効果もあり、同技術を包含するため、「建築物外皮による空調負荷低減技術」を「建築物外皮による空調負荷低減等技術」とする。	・表紙の表題 ・本編 1 . 対象 技術 (P.1)
2	手数料体制に伴う変更	・実証運営機関に関する追記 ・実証試験手数料に関する追記 ・対象技術審査における限定条件を一部解除	P.2,4~7,23,24
3	OEM 製品等の取り扱いについて	異なる名称で、異なる事業者によって販売されている同一規格の製品について申請があった場合の実証試験等の取り扱いを明確にした。	P.7,31
4	数値計算のオプション設定	集合住宅など数値計算の設定項目 (モデル建築物、対象地域) をオプションとして追加設定	P.20
5	実証試験の変更又は中止に関する項目の追加	実証試験途中において変更等が生じた場合の措置に関する条項の追加	P.24,25
6	実証試験結果報告書 概要フォーム (暫定版) の改訂	平成 19 年度の実証試験結果報告書において追加した参考項目を追加。	P.40,41
7	資料編における実証 試験実施体制の改訂 (実証運営機関の設置)	実証運営機関設置に伴う実証試験実施体制の改訂	資料編